

さど UI ターン・地元就職応援システム運営業務委託仕様書

1. 委託事業名

さど UI ターン・地元就職応援システム運営業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 事業目的

市外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進するため、令和6年度に構築した、地元企業情報や求人情報、UI ターン者向け支援情報などを提供するシステム「COMPASS」（以下、「本システム」という。）の継続的・発展的運営を行う。

3. 委託業務の内容

(1) システム保守管理業務

(ア) システム運用・保守

- ・ 本システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- ・ 本システムの障害の早期発見・予防に努め、システムに障害が発生した場合や、脆弱性が発見された場合等トラブルが発生した際には、速やかに対応すること。

(イ) 想定外のシステム停止への対応

- ・ 計画的な停止以外の要因により本システムが停止した場合には、受託者は、復旧又は代替手段を用意することで安定的な運用に努めること。

(ウ) 計画的なシステム停止

- ・ 受託者がシステムを停止する場合は、停止によって想定される影響に最大限配慮し、遅くとも停止5日前までに本市に連絡すること。

(エ) バージョンアップ対応

- ・ 本業務において運営するシステムに対して、性能や品質の強化、新たな機能の追加等、バージョンアップが必要な場合は、契約の範囲内において継続または代替措置できるよう対応するほか、契約の範囲を超える場合は本市に連絡すること。なお、バージョンアップの対象は、OS、ミドルウェア、CMSに加え、フレームワーク、ライブラリ、プラグイン等を含めるものとする。
- ・ 本システムを稼働していく中で、他システム・サービスとの連携仕様が変更した場合や表示形式の改善等、軽微な修正が必要となった場合には、本市と協議の上、対応すること。

(オ) 問い合わせ対応

- ・ 原則として平日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時は、本市に連絡の上対応すること。また、システムに障害が発生した場合や、脆弱性が発見された場合等トラブルが発生した際は、原因の

究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市に連絡すること。

- ・ 問い合わせの受付・回答手段は、電話、電子メール、オンライン会議ツール等にて行うこと。

(カ) インシデント管理・問題管理

- ・ インシデント管理、問題管理を行い、運用保守業務全体の把握に努めること。

(2) サイト運營業務

(ア) サイトのコンテンツ更新

- ・ 委託者等が意図するコンセプトに基づき、サイトの各コンテンツの更新が必要な場合は、既存のコンテンツの変更（テキスト変更、画像差し替え、修正等）及び公開・停止作業を行うこと。また、平日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分の依頼に対しては、迅速に対応できる体制で臨むこと。なお、情報更新の頻度等については、委託者等と協議のうえ決定するものとする。

(イ) 効果検証

- ・ Google Analytics 等を用いて、本サイトの利用状況に関するデータを可視化・分析し、委託者等に報告する。報告を開始する時期は協議のうえ決定するものとし、以降は例月報告を原則とすること。なお、報告及び情報共有の際には、エントリー者等の個人情報の漏洩のないよう注意すること。

(3) 事務局業務

(ア) 企業情報登録・掲載記事作成・管理

- ・ 市が認定をした登録事業者リストに基づき、各登録事業者とやりとりをして、掲載する企業情報を収集・登録するとともに、掲載内容が適切であるか管理すること。また、収集した情報がより魅力的になるように、必要に応じて編集をした上でサイトに掲載する。なお、サイトに掲載した求人情報については、求人掲載企業と連絡調整を行い、求人内容が適切であるか等、最新の求人情報となるよう管理すること。

(イ) 企業の情報発信支援

- ・ 学生や求職者が多様な業種・業態・働き方等を選択できるよう、掲載登録事業者の求人情報の掘り起こしをすること。また、魅力的な求人情報を発信するための情報発信支援として、半期に1回程度、勉強会を実施すること。

(4) 本事業の周知業務

本サイトについて、以下の方法等で周知活動を行う。対象となる学生及びその保護者、求職者ならびに地元企業に対し、有益な情報を発信し、効果的な周知を行うことで、登録事業者数、求職者のエントリー数、採用数を増やすこと。なお、周知

の頻度等については、委託者等と協議のうえ決定するものとする。

【周知方法】

- ・島内折込チラシによるプロモーション
- ・佐渡 TV での CM 放送によるプロモーション
- ・Web 広告によるプロモーション

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 事業目標

本事業で得られる情報やつながりによって、地元就職する若者を増やし、地元企業の人材確保を図ることが目的であることから、受託事業者は、以下の目標を達成するように事業を実施すること。

項目	目標値
新規登録事業者数	20 社
求職者のエントリー数（年間）	200 件
採用数	12 人

6. 報告書の作成及び成果物等

委託者の指示に基づき、事業の例月報告をするとともに、本業務完了時には、速やかに以下に示す成果物を、紙媒体及び本市が指定するファイル様式で作成した電子データで納品すること。なお、例月報告及び業務完了後報告は追加で報告資料を求める場合がある。

【例月報告】

- (1) 例月活動報告書及び例月実績報告書
- (2) 広告宣伝活動記録一覧
- (3) 取材等活動報告書
- (4) お問い合わせ対応一覧

【業務完了時】

- (1) 事業完了報告書

7. 権利帰属

業務を通じて、作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受託者が本市に納入する納入物の所有権は、検収をもって本市へ移転するものとする。
- (2) 納品物その他の成果物（以下、「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、納品物の検収完了時に、納品物以外の成果物の著作権を含めて、受託者から本市へ全て移転する。但し、成果物に含まれる受託者又は第三者が従前から保有していた著作物（但し、個別契約に定めるものに限る。）に係る著作権は、受託者又は第三者に留保されるものとする。
- (3) 本市は、前項但書により受託者又は第三者に著作権が留保された著作物につき、成果物を使用又は利用するために必要な範囲で、追加の対価の支払いその他何らの制約を課されることなく、自ら使用若しくは複製、翻案その他の利用を行い、又は第三者をしてこれらの使用又は利用を行わせることができるものとする。
- (4) 受託者は、本項(2)で本市に著作権を譲渡した成果物及び前項の著作物の利用について、本市又は本市から権利の許諾若しくは承継を受けた者その他本市の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本項に基づく権利の移転等の対価は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者は、本市の請求がある場合、成果物に関する権利の移転登録手続について本市に必要な協力を行うものとする。但し、その手続に必要な費用は本市の負担とする。

8. 秘密保持

- (1) 本市が個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏らす、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者における秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

9. 再委託

本業務の一部の処理を第三者に委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は、再委託先の行為について情報セキュリティ対策を含めて全責任を負うこと。

10. 契約不適合の担保

本業務に係る成果品の引き渡し後1年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合を補修する責を有する。

11. 貸与品

本契約履行にあたり、業務に関する市所有の資料は、その必要に応じて受託者に貸与

又は閲覧可能とする。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理すること。

12. その他

- (1) 受託者は佐渡市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を適切に取り扱わなければならない。また業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、本市との協議のうえ決定するものとする。